

「暗号資産の取扱いに関する規則」及び「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」等の一部改正（案）に関する意見公募手続について

1. 改正の趣旨

グリーンリスト制度及びCASC制度に関わる規則に沿って運用をしておりましたところ、この2つの制度を利用できる会員に対する判断基準が一部不明瞭であるため、その点の明瞭化を図るため自主規制規則を整理しましたところ、自主規制規則を改正する必要があることから、「暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン」「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン」について、改正案をまとめました。

「意見公募手続の実施に関する規則」に基づき、下記のとおり、意見公募手続を実施いたします。

2. 改正する規則およびガイドライン

- (1)暗号資産の取扱いに関する規則
- (2)デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則

3. 主な改正の内容

- (1) 暗号資産の取扱いに関する規則
 - ① 第5条（協会への届出）第4項の「判定の手続き等について」を「判定及び判定の取消し（以下併せて「判定等」という。）の手続き等について」と変更
 - ② 第5条（協会への届出）第5項の、「（以下併せて「認定」という。）」を「（以下併せて「認定等」という。）」と変更
 - ③ 第5条（協会への届出）第6項の、「グリーンリスト利用可能会員の判定又はCASC認定会員の認定」を「グリーンリスト利用可能会員の判定等又はCASC認定会員の認定等」と変更
- (2) デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則及び「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドライン
 - ① 第5条（協会への届出）第4項の「判定の手続き等について」を「判定及び判定の取消し（以下併せて「判定等」という。）の手続き等について」と変更
 - ② 第5条（協会への届出）第5項の、「（以下併せて「認定」という。）」を「（以下併せて「認定等」という。）」と変更
 - ③ 第5条（協会への届出）第6項の、「グリーンリスト利用可能会員の判定又はCASC認定会員の認定」を「グリーンリスト利用可能会員の判定等又はCASC認定会

員の認定等」と変更

4. 添付資料

- (1) 【資料1】暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン_ (改正後)
- (2) 【資料2】暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン_ (新旧対照表)
- (3) 【資料3】デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン_ (改正後)
- (4) 【資料4】デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン_ (新旧対照表)

5. 提出期限

2023年10月17日(火) 24時まで

以上